

ソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェア使用許諾契約(以下「本契約」といいます)は、Nayutal ソフトウェアのライセンス、インストールおよび使用に適用されます。Nayutal ソフトウェアをダウンロードおよび/またはインストールすることにより、(A)お客様は本契約を読み、理解したことを示し、お客様が代理を務める会社、政府、またはその他の団体(従業員や政府関係者など)、個人としてのあなた自身に代わって、その他の団体を代表して本契約に法的に拘束されることに同意します。(B)お客様は、そのような会社、政府、またはその他の団体(存在する場合)に代わって行動し、拘束する権限があることを表明し、保証します。

上記を制限することなく、お客様(およびお客様の法人(存在する場合))は Nayutal ソフトウェアの注文を提出することにより、お客様(およびお客様の法人(存在する場合))が本契約に拘束されることに同意したことを認めます。本契約において、「Nayutal」とは、シンガポールに主たる事業所を置く Nayutal Pte. Ltd.を指します。「お客様」とは、お客様が本契約を締結した会社、政府、またはその他の団体、またはそのような団体がない場合は個人としてのお客様を指します。

1 定義

本契約で使用されているが定義されていない頭書き、第 11 条および第 12 条の用語は、別紙 Aに記載されている意味を持ちます。

2 ライセンス付与

- 2.1 **購入ソフトウェア** Nayutal は、お客様が本契約を遵守することを条件として(お客様によるすべてのライセンス料の適時の支払いを含む)、該当する期間中、お客様の内部業務目的に限り、ライセンス数量内で購入したソフトウェアをインストールして使用するための非独占的、譲渡不可、サブライセンス不可のライセンスをお客様に提供します。
- 2.2 **評価版ソフトウェア** 該当する注文書で、ソフトウェアが評価ライセンスまたは無料トライアルライセンスの下で提供されることが指定されている場合、お客様が本契約を遵守することを条件として、Nayutal は、お客様が当該ソフトウェアの商用ライセンスの購入を希望するかどうかを評価する目的でのみ、ライセンス数量内で評価ソフトウェアをインストールおよび使用することができる、該当する期間中、非独占的、譲渡不可、サブライセンス不可のライセンスをお客様に提供します。本契約にこれと異なる規定がある場合でも、Nayutal は評価版ソフトウェアに関して保守およびサポート(第 7 条)、保証(第 10 条)、または賠償(第 13 条)を提供しません。
- 2.3 **テストおよび開発ソフトウェア** 該当する注文書で、ソフトウェアがテストおよび開発ライセンスの下で提供されることが指定されている場合、お客様が本契約を遵守することを条件として、Nayutal はソフトウェア製品のテスト、ソフトウェア製品の実稼働前ステージング、新しいデータソース、タイプ、またはユースケースのテスト、またはその他の非実稼働に使用される非本番システムにライセンス数量内でテストおよび開発ソフトウェアをインストールして使用するために、該当する期間中、非独占的、譲渡不可、サブライセンス不可のライセンスをお客様に提供します。テストおよび開発ソフトウェアは、収益創出、商業活動、またはその他のビジネス目的のために使用してはなりません。本契約にこれと異なる規定がある場合でも、Nayutal はテストおよび開発ソフトウェアに関して保証(第 10 条)または賠償(第 13 条)を提供しません。
- 2.4 **フリーソフトウェア** Nayutal は特定のソフトウェアを無償でライセンスを提供することができ、かかるフリーソフトウェアには、限定した動作、限定した機能、またはその他にも制限される場合があります。お客様

が本契約を遵守することを条件として、Nayutal はお客様の内部業務目的に限り、ライセンス対象の範囲内で無料ソフトウェアをインストールして使用するために、該当する期間中、非独占的、譲渡不可、サブライセンス不可のライセンスをお客様に提供します。本契約にこれと異なる規定がある場合でも、Nayutal はフリーソフトウェアに関して保守およびサポート(第 7 条)、保証(第 10 条)、または賠償(第 13 条)を提供しません。

2.5 コンテンツのサブスクリプション 該当する注文にお客様が選択したコンテンツサブスクリプションサービスが指定されている場合、Nayutal はサブスクリプション期間中に該当するコンテンツサブスクリプションサービスをお客様に提供またはその他の方法で利用可能にし、お客様が本契約を遵守することを条件として(お客様が該当するすべてのコンテンツサブスクリプション料金を適時に支払うことを含みます)、Nayutal はそのお客様に指定された購入済みソフトウェアに関連して、お客様の内部ビジネス目的でのみ、サブスクライブされたコンテンツをインストールして使用するために、該当するサブスクリプション期間中、非独占的、譲渡不可、サブライセンス不可のライセンスを提供します。そのコンテンツは第 10 条(保証)が適用されない場合を除き、本契約に基づいて購入ソフトウェアとして扱われます。

2.6 オープンソースソフトウェア お客様は特定のソフトウェアにオープンソースソフトウェアが含まれている可能性があることを認めます。オープンソースソフトウェアはエンドユーザーのドキュメント、またはお客様の書面による要求に応じてお客様に提供されるオープンソースソフトウェアのリストで特定される場合があります。購入したソフトウェアの一部としてお客様に提供され、購入したソフトウェアから取り出すこと、または購入したソフトウェアとは別に使用することはできませんが、購入したソフトウェアに適用される保証、サポート、および補償の規定の対象となります。お客様は、オープンソースソフトウェアのそれぞれのライセンサーが要求する特定の条件がオープンソースソフトウェアの使用に適用される場合があり、その条件はドキュメントに含まれることを認めます。ただし、本規約は、(a)お客様による本ソフトウェアの使用に追加の制限を課すものではなく、(b)購入したソフトウェアに関する Nayutal の責任を否定または修正するものでもありません。

3 ライセンスの制限 Nayutal が明示的に許可した場合を除き、お客様は(a) Nayutal マテリアルのコピー(本ソフトウェアの実行に必要な場合および合理的なバックアップ目的を除きます)を行うことはなく、お客様は以下の権利も有しません。(b) Nayutal マテリアルの修正、翻案、または派生物の作成、(c) Nayutal マテリアルを第三者に賃貸、リース、貸与、再販、譲渡、サブライセンス、配布、開示、またはその他の方法で提供すること、(d) 契約上の禁止事項にかかわらず、明示的に許可されている範囲を除き、Nayutal マテリアルを逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングすること、または Nayutal マテリアルに組み込まれているソースコード、アルゴリズム、実装、または手法を解析し、または解析を試みること、(e)無効素材へのアクセスまたは使用すること、(f) Nayutal の事前の書面による同意なしに、Nayutal マテリアルのベンチマークテストまたはその他の評価の結果を第三者に提供すること、(g) Nayutal マテリアルの使用、コピー、またはアクセスを防止、制限、または制御することを目的としたライセンスキーまたはその他の技術的メカニズムまたは手段を無効にまたは回避しようとする(無効化されたマテリアルへのアクセスを取得する目的を含む)、(h) Nayutal マテリアルから著作権、商標、特許、またはその他の所有権に関する通知、説明文、または記号を削除または不明瞭にすること、(i) ライセンス数量を超えること、(j) Nayutal マテリアルの該当する機能のいずれかを Nayutal が提供していない外部アプリケーションまたはコード、または本ソフトウェアによって処理されないデータとともに別途使用すること、(k) 本契約で明示的に許可されている場合を除き、Nayutal マテリアルにアクセスまたは使用すること、または(l) 第三者が上記のいずれかを行うことを奨励または支援すること。お客様は本ソフトウェアが期間の満了、ライセンス数量の超過など、不正または不適切な使用が検

出された場合に警告を表示したり、使用可能な機能を制限したり、機能を停止するように構成される可能性があることを認めます。

- 4 **コンサルタント** お客様は本契約の条件に従い、認定コンサルタント、請負業者、および代理人(「サービスプロバイダー」)がお客様へのサービスの提供に関連してのみ、お客様に代わってソフトウェアにアクセスして使用することを許可することができます。サービスプロバイダーによるそのようなアクセスまたは使用は本契約に基づいてお客様に適用されることと同じ制限事項および制限の対象となり、お客様はソフトウェアの使用に関連するサービスプロバイダーの行動に対して連帯して責任を負います。疑義を避けるために付言すると、お客様およびそのすべてのサービスプロバイダーによる使用ではライセンス数量を超えてはならず、この4条のいかなる規定も、ライセンス数量を増やすことを意図したものではなく、または増加させるものとみなされるものでもありません。
- 5 **所有** Nayutal、そのサプライヤーおよび/またはライセンサーは関連するすべての知的財産権を含め、Nayutal マテリアルに対するすべての世界的な権利、所有権、および利益を所有しています。第2条でお客様に明示的に付与されたライセンスを除き、お客様は、黙示的、法律、その他を問わず、Nayutal マテリアルまたは関連する知的財産権に対する権利、所有権、または利益を取得または請求しないものとします。これに反する規定があっても、本ソフトウェアはお客様にライセンス提供されるものであり、販売されるものではありません。お客様がフィードバックを提供する範囲において、お客様はNayutal に対し、Nayutal が適切とみなす方法でフィードバックを使用し、商業的に活用するための、永続的、取消不能、非独占的、譲渡可能、サブライセンス可能、ロイヤリティフリー、全額支払い済みの権利およびライセンスを提供します。
- 6 **ライセンス料とサブスクリプション料金** お客様はNayutal の該当する請求書の日付から30日以内にお客様に納品された本ソフトウェアの注文書に記載されているすべてのライセンス料金(以下「ライセンス料」)を支払うものとします。また、お客様は注文書で特定された、購入ソフトウェアに適用される可能性のあるすべてのコンテンツサブスクリプション料金(ライセンス料金と総称して「料金」)を支払うものとします。Nayutal の終了する権利を制限することはなく、お客様が料金を期日までに支払わない場合、Nayutal はお客様への通知により本契約および本契約に基づいて付与されたすべてのライセンスを終了することができます。すべての料金は一度支払われた後は返金されません。
- 7 **保守およびサポート** お客様が注文書に記載されているとおりに購入したソフトウェアのサポートおよび保守(以下「サポートサービス」)を購入した場合、Nayutal は別紙Cに定める条件に従って注文書に含まれるレベルのサポートおよび保守を提供します。
- 8 **構成サービス** お客様による適用料金の支払いを条件として、Nayutal はNayutal の標準的なプロフェッショナルサービス利用規約に従って注文書に記載されている展開、使用支援、および/または構成(以下「プロフェッショナルサービス」)を提供します。
- 9 **ソフトウェアの検証と監査** Nayutal の要求に応じて、お客様は本ソフトウェアが本契約および該当する注文書に従って使用されていることを確認するお客様の正式な代表者が署名した証明書をNayutal に提出するものとします。Nayutal はお客様(およびそのサービスプロバイダー)による本ソフトウェアの使用を監査し、お客様(およびそのサービスプロバイダー)が本契約および該当する注文に準拠していることを確認する権利を有します。このような監査はお客様(および/またはそのサービスプロバイダー)の施設で通常の営業時間内に実施され、お客様(またはそのサービスプロバイダー)の業務を不当に妨害せず、お客様(またはそのサービスプロバイダー)の合理的なセキュリティ手順を遵守します。お客様は監査の実施に合理的に必要なすべての関連記録および施設への合理的なアクセスをNayutal に提供するものとします(また、そのサービスプロバイダーも保証します)。監査の結果、お客様(および/またはサービスプロバイダー)が監査期間中にライセンス数量また

はお客様のライセンス付与の範囲を超えたことが判明した場合、Nayutal はお客様に請求し、お客様は監査が完了した時点で有効な Nayutal の価格表に基づいて未払いの料金を Nayutal に速やかに支払うものとします。超過使用量がライセンス数量の 10%を超える場合、お客様は監査を実施するための Nayutal の合理的な費用も支払うものとします。お客様は、サービスプロバイダーが Nayutal に本第 9 条に記載されているアクセスする権利を提供することも保証するものとします。本第 9 条は本契約の満了または終了後も 3 年間存続します。

- 10 **保証** Nayutal は購入したソフトウェアの納品から 30 日間、購入したソフトウェアがユーザードキュメントに従って使用された場合、購入ソフトウェアについて Nayutal のユーザードキュメントに記載されている重要な機能を実質的に実行することを保証します。購入したソフトウェアが前述の保証に適合しなかった場合、Nayutal(およびその関連会社およびサプライヤー/ライセンサー)の責任、およびお客様の救済策として Nayutal が次のいずれかを行います。(a)前述の保証に適合するように、購入したソフトウェアを変更または拡張すること、(b)お客様の購入済みソフトウェアのコピーを前述の保証に適合するコピーに置き換えること、もしくは(c)不適合の購入済みソフトウェアに関するライセンスを終了し、そのような不適合の購入済みソフトウェアに対してお客様が支払ったライセンス料を返金することとします。すべての保証請求は、以下の第 23.2 項に詳述されている通り、保証期間の満了時またはそれまでにお客様から Nayutal に書面で通知する必要があります。
- 11 **保証の否認** 上記第 10 条に明示的に規定されている場合を除き、NAYUTAL マテリアル、オープンソースソフトウェア、第三者のコンテンツ、サポートサービスおよびプロフェッショナルサービスは「現状通り」で提供され、明示または黙示を問わず、いかなる保証も行いません。法律で認められる最大限の範囲で、NAYUTAL およびそのサプライヤーおよびライセンサーは、商品性、満足のいく品質、特定目的への適合性、非侵害、または平穩享受の黙示の保証、および取引または取引の過程から生じる保証を含む、第 10 条に明示的に規定されている以外のすべての保証を否認します。上記の一般性を制限することなく、NAYUTAL は本ソフトウェアの使用が中断されないこと、エラーがないこと、安全であること、またはすべての欠陥が修正されることを保証しません。
- 12 **責任の制限** 適用される法律で認められる最大限の範囲で、限定的な救済または責任の制限の本質的な目的の不履行にかかわらず、(A) NAYUTAL およびその関連会社、子会社、役員、取締役、従業員、代理人、パートナー(下記第 21 条に定義される認定パートナーを含む)およびライセンサー(以下「NAYUTAL 事業体」)はいかなる特別、間接的、偶発的、結果的、または懲罰的損害(使用の損失、データの損失、利益の損失、収益の損失、本契約または本契約の主題に起因または関連する事業の中断、または代替ソフトウェアまたはサービスの調達費用から生じる損害を含む)についても責任を負わないものとします。(B) 本契約または本契約の主題に起因または関連する NAYUTAL 事業体の累積責任の総額は、かかる責任を生じさせる事象が発生する前の 12 か月間にお客様が購入したソフトウェアに対して支払った金額を超えないものとします。前述の(A)および(B)の各ケースにおいて、かかる責任が契約、補償、保証、不法行為(過失を含む)、厳格責任などに起因するかどうかにかかわらず、また NAYUTAL がかかる損失または損害の可能性について知らされていたかどうかにかかわらず、さらに、NAYUTAL ではなくお客様のデータの正確性、品質、セキュリティ、およびかかるすべてのデータのバックアップの維持、ならびにお客様(およびそのサービスプロバイダー)のデータ、コンピューター、ネットワーク、およびシステムのセキュリティと整合性の確保(ウイルスやマルウェアからの保護に関するものを含む)について、お客様が単独で責任を負うものとします。
- 13 **賠償** Nayutal は購入したソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害または不正流用していると主張する第三者がお客様に対して提起した請求、要求、訴訟、または手続き(「請求」)からお客様を防御し、Nayutal は、本契約の他の条件に従い、かかる請求の結果として管轄裁判所によって最終的にお客様に対して裁定されたす

すべての損害を支払います。上記にかかわらず、Nayutal は以下に関してお客様を補償する義務を負いません。

(a)本契約で許可されていない方法、または Nayutal の該当するユーザードキュメントと矛盾する方法で購入したソフトウェアの使用、(b) Nayutal 以外の者による Nayutal マテリアルの変更、(c) ソフトウェアと Nayutal が製造していないハードウェアまたはソフトウェア、または侵害または不正流用が発生しない第三者のサービス、プロセス、または素材との組み合わせ、(d)侵害の申し立ての通知を受け取った後、お客様が購入したソフトウェアまたはその他の侵害行為を継続して使用すること、(e)Nayutal でサポートされなくなった購入済みソフトウェアのバージョン((a)から(e)を総称して「除外事項」といいます)。該当する請求が行われた場合、または申し立てが行われる可能性があると思われる場合、Nayutal はその選択と費用負担により、影響を受ける購入済みソフトウェアを侵害しないように変更するか、実質的に機能的に同等のソフトウェアと交換することができます。Nayutal がどちらも合理的に実現不可能であると判断した場合、Nayutal はお客様の該当するライセンスを終了し、お客様が以前に支払った料金の比例配分の払い戻しをお客様に返金することができます。これはライセンス期間の残り(Nayutal が該当する通知を受け取った日から起算)、または購入したソフトウェアが永久ライセンスに基づいてライセンスされている場合にお客様が以前に支払った料金の払い戻しから、該当するソフトウェアの納品から3年間の定額法による減価償却費を差し引いたものを使用して計算されます。本条に定める義務は購入したソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害しているという申し立てに関して、お客様の唯一かつ排他的な救済手段であり、Nayutal の全責任となります。お客様は除外事項またはお客様の延長に起因または関連して第三者が Nayutal に対して提起した請求に対して Nayutal を弁護するものとし、お客様はかかる請求の結果として管轄裁判所が Nayutal に対して最終的に裁定したすべての損害を支払うものとし、本第13条に定める各当事者の補償義務は補償を求める当事者が(x)該当する請求について他方当事者に書面で速やかに通知することを条件とします。(y)補償当事者に請求の弁護および/または和解の単独で管理する権利を与えます。ただし、(i)補償当事者が自己の費用で選択した弁護士と一緒に弁護に参加することができ、(ii)補償当事者は補償当事者の事前の書面による同意なしに補償当事者に重大な義務を課す和解に同意しません(不当に留保または遅延しないこと)。さらに、(z)弁護と交渉において合理的な協力と支援を提供します。

14 機密保持

14.1 機密情報 「機密情報」とは一方の当事者が他方の当事者に開示する技術情報、ビジネス情報、アイデア、資料、ノウハウ、またはその他の主題を意味し、(a)書面で開示された場合、そのような開示時に「機密」または「専有」とマークされています。(b)口頭で開示された場合、そのような開示の時点で「機密」または「専有」として識別され、そのような開示後30日以内に開示当事者から受領当事者に送付された書面に要約します。または、(c)合理的なビジネス判断を行使する場合は機密または専有であると理解されます。Nayutal の機密情報には Nayutal マテリアル(ライセンスキーを含む)が含まれます。

14.2 使用および開示の制限 機密情報を受け取る当事者(「受領者」)は(a)そのような情報を開示する当事者(「開示者」)の機密情報を厳重に秘密に保持することに同意するものとし、(b)そのような機密情報を第三者に開示しないこと。(c)本契約に基づく権利の行使または義務の履行以外の目的でそのような機密情報を使用しないこと。受領者は開示者の機密情報を自身の機密情報と同程度の注意を払って取り扱うものとし、いかなる場合も合理的な注意を下回ることはありません。受領者は開示者の当該機密情報を知る必要が正当である取締役、役員、従業員、および下請業者(総称して「代表者」)に開示することができますが、かかる各代表者が本契約に記載されている相手方の機密情報を保護する法的義務に拘束されることを条件とします。本第14条に基づく受領者の義務は本第14条に基づくお客様の義務が Nayutal マテリアルに関して永続的に有効である場合を除き、開示者による機密情報の最終開示日から3年間継続します。

- 14.3 除外事項** 第 14.1 条に基づく受領者の義務は以下の機密情報には適用されません。(a)受領者(またはその代表者、関連会社、または代理人)またはかかる機密情報に関する使用または開示の制限の対象となる第三者の作為または不作為によって、現在またはその後一般に知られる、または一般に利用可能になる機密情報には適用されません。(b)開示者からそのような情報を受け取る前に使用または開示に関する制限なしに受領者によって知られていた、または受領者が合法的に所有していた。(c)受領者がそれを開示する権利を有し、使用または開示に関して制限なしにそれを提供する第三者から正当に取得された。または(d)開示者の機密情報へのアクセス、使用、または参照なしに受信者によって独自に開発された。
- 14.4 必要な開示** 第 14.1 条の規定は、法律で許容される範囲で、または管轄権を有する裁判所または行政機関によって強制される範囲で、受領者が開示者の機密情報を開示することを制限しませんが、法律で許容される範囲で、受領者は開示者が開示を防止または制限できるようにするために開示が必要な開示を事前に通知するために合理的な努力を払います。
- 14.5 機密情報の返却または破棄** 本契約またはサポートおよび保守の終了時に受領者は速やかに開示者に戻す、もしくは開示者の選択により開示者の機密情報を含む、またはそのすべてのコピーを含む、またはそれらを構成するすべての有形アイテムおよび実施形態を破棄し、権限のある人物によるそのような破棄または返却の書面による証明を提供します。
- 14.6 差し止めによる救済** 受領者は機密情報の固有の性質により、機密情報の不正な開示または使用が開示者に回復不能な損害および重大な損害をもたらし、その程度を確認することは困難であり、法律で適切な救済策がないことに同意します。したがって、受領者は開示者が他の利用可能な救済策に加えて、保証金またはその他の担保を掲示する必要なしに、本第 14 条の違反または違反の恐れのある違反を禁止する即時差止命令およびその他の救済を受ける権利を有することに同意します。受領者は受領者がかかる違反または違反の恐れに気付いた場合、直ちに書面で開示者に通知するものとします。
- 15 用語** 本契約は Nayutal による注文書で指定された本ソフトウェアの最初の引渡し(または Nayutal によるお客様への本ソフトウェアのその他の最初の引渡し)から開始され、第 16 条(「終了」)に従って早期に終了しない限り、該当するソフトウェアライセンス期間の満了まで有効です。疑義を避けるために付言すると、ライセンス期間の終了はお客様が購入した他の Nayutal 製品およびサービスに適用される他のライセンス期間に影響を与えないものとします。さらに、コンテンツサブスクリプションの終了はお客様が購入したソフトウェアに適用される基本ライセンスの期間に影響を与えないものとします。
- 15.1 購入ソフトウェアなど** 注文書に別段の記載がない限り、購入済みソフトウェア、およびフリーソフトウェアの期間は、第 16 条に従って終了しない限り、無期限に継続します。注文書が上記のいずれかの特定の期間を示している場合、そのような購入済みソフトウェアまたはフリーソフトウェアに対して顧客に付与されたライセンスはその期間の満了時に自動的に終了します。
- 15.2 評価版ソフトウェア** お客様が評価版ソフトウェアのライセンスを付与された場合、評価版ソフトウェアの期間は注文書と共に指定されます。かかる期間が指定されていない場合、評価版ソフトウェアの期間は納品された日から 30 日間です。お客様が期間満了後に評価版ソフトウェアの使用を希望する場合、お客様は該当する有料ライセンスを取得する必要があります。
- 16 終了** いずれの当事者も他方当事者が本契約に重大な違反を犯し、以下の第 23.2 項に従って違反の書面による通知を受け取ってから 30 日以内に違反を是正しない場合、他方当事者への書面による通知により本契約を終了することができます。さらに、Nayutal は、(a)お客様が第 3 条にある重大な違反を犯した場合、および(b)第 6 条に定めるとおり、お客様への書面による通知により、本契約(本規約に関するものを含む)を直ちに終了することができます。Nayutal はお客様への通知により、理由の有無にかかわらず、いつでも評価版ソフ

トウェアに対するお客様のライセンスを終了することができます。本契約が満了または終了した場合、本契約に基づいてお客様に付与された権利およびライセンスは終了し、お客様は Nayutal マテリアルの使用を直ちに中止し、お客様が所有または管理する Nayutal マテリアルおよびその他の Nayutal 機密情報のすべてのコピーを返却または破棄し、第 14.5 項に従ってかかる返却または破棄の完了を書面で証明することに同意します。

本契約の終了時に Nayutal は契約期間中にお客様から受領した料金またはその他の金額を返金する義務を負わず、上記の早期終了にかかわらず、本契約に別段の定めがない限り、お客様は注文に基づいて支払われるすべての料金を支払う必要があります(すなわち、かかる早期終了は注文に基づいて支払われるすべての料金を支払う義務をお客様から免除するものではありません)。Nayutal の違反によるサポートおよびメンテナンス契約条件の終了は別紙 C の第 3.2 項に記載されています。第 1 条 (定義)、第 5 条 (所有)、第 9 条 (ソフトウェアの検証と監査)、第 11 条 (保証の否認)、第 12 条 (責任の制限)、第 13 条 (賠償)、第 14 条 (機密保持)、第 16 条 (終了)、および第 17 条 (輸出) から第 23 条 (全般) は本契約の満了または終了後も存続します。

- 17 **輸出** お客様は Nayutal マテリアルを使用する国に関連するすべての輸出関連の法律および規制(以下「輸出法」)を完全に遵守するものとします。お客様は特別指定国民リストおよび禁止対象者リストのいずれにも含まれていないことを証明します。さらに、お客様は、イラン、シリア、キューバ、スーダン、北朝鮮など、禁輸措置またはその他の制裁の対象となる国において Nayutal マテリアルを輸出、再輸出、出荷、移転またはその他の方法で使用しないこと、およびお客様が輸出法で禁止されている目的で Nayutal マテリアルを使用しないことを保証します。核兵器、化学兵器、ミサイル兵器、生物兵器関連の最終用途を含みますが、これらに限定されません。
- 18 **政府機関のエンドユーザー権限** お客様はすべての Nayutal マテリアルが完全に私費で開発されたものであり、Nayutal マテリアルのいかなる部分も政府契約の履行において最初に製造されたものではないことを認めるものとします。
- 19 **宣伝** お客様は Nayutal がお客様による本ソフトウェアの導入を明記する簡単な説明を公開し、Nayutal のウェブサイト、クライアントリスト、プレスリリース、および/またはその他のマーケティング資料のいずれかでお客を Nayutal の顧客として特定する場合があることに同意するものとします。
- 20 **第三者のコンテンツ免責事項** 本契約のいかなる条項も、第三者コンテンツの特定の拡張機能またはその他の項目がソフトウェアでの使用について「認定」されていると特定された場合でも、第三者のコンテンツに関して Nayutal が表明または保証とはみなされません。Nayutal は第三者のコンテンツを監視する義務を負わず、Nayutal はいつでも第三者のコンテンツへのアクセスをブロックまたは無効にすることができます。さらに、第三者コンテンツが利用可能であっても、Nayutal が当該第三者コンテンツのプロバイダーを推奨または提携していることを意味するものではなく、また、そのような利用可能性はお客様とかかるプロバイダーとの間に法的関係を生じさせるものでもありません。お客様による第三者コンテンツの使用はお客様自身の責任であり、かかる第三者コンテンツに適用される追加の条件およびポリシー(かかる第三者コンテンツのプロバイダーのライセンス条項、利用規約、プライバシーポリシーなど)の対象となる場合があります。
- 21 **認定パートナー** お客様が Nayutal の認定再販業者、パートナー、または OEM を通じて本ソフトウェアを取得した場合(以下「認定パートナー」といいます)は、本契約にこれと異なる規定があっても、(a)お客様による本ソフトウェアの使用には認定パートナーが提供する契約の追加条件が適用されます。(b)お客様は認定パートナーに料金およびその他の適用される料金を支払うことに同意し、お客様はかかるソフトウェアについて Nayutal に対して直接料金を支払う義務を負わないものとします。(c)お客様と認定パートナーとの間の契約はお客様と認定パートナーとの間のものであり、Nayutal を拘束するものではありません。(d)Nayutal はお客様による本ソフトウェアの使用に対する支払いを認定パートナーから受領しない場合、またはお客様が本契約の

いずれかの条項に違反した場合、本契約(本ソフトウェアを使用するお客様の権利を含む)を終了することができます。認定パートナーとの契約に記載されているお客様の保証およびサポート条件が本契約に記載されている条件と異なる場合、かかる異なる条件はお客様と認定パートナーの間でのみ行われ、Nayutal はかかる異なる条件に関して本契約に基づくお客様に対する義務を負いません。前文に定める場合を除き、本契約とお客様の認定パートナーとの契約との間に矛盾または不一致がある場合、本契約は Nayutal とお客様との間の契約を支配する(かかる不一致を解決する)ものとします。

22 法律の選択と紛争 いかなる法域の抵触法の原則または国際物品売買契約に関する国際連合条約には影響を与えません。本契約に基づいて生じる法的措置または手続きは当事者間の合意の裁判所に提起され、両当事者は対人管轄権および裁判地に同意するものとします(ただし、Nayutal は管轄権を有する裁判所において Nayutal マテリアルの不適切または不正な使用または開示を防止するために差し止めによる救済を求めることができます)。

23 全般

23.1 発注 お客様による注文書の発行は、かかる注文書にこれと異なる規定があっても、本契約の受諾を意味します。注文書に本契約に定める条件と異なるまたは追加の条件が含まれている場合、Nayutal は異なる条件または追加の条件を明示的に拒否し、異なる条件または追加の条件は Nayutal が発行する請求書に関してその後の承認にかかわらず当事者間の契約の一部にはなりません。

23.2 通知 本契約に基づいて要求または許可されるすべての通知は書面で行われ、直接、書留郵便、または配達証明郵便によって配信され、郵便料金は前払いとし、いずれの場合も受領時に行われたと見なされます。すべての通知は該当する注文に記載されている住所、またはこの条項に従っていずれかの当事者が他方の当事者に指定するその他の住所に送信されます。

23.3 割り当て お客様は Nayutal の書面による事前の同意なしに、本契約の全部または一部を、合意、法律の解釈、またはその他の方法により委任または譲渡することはできません。Nayutal は本契約の全部または一部を関連会社に譲渡することができ、また、本契約に関連する Nayutal の資産の全部もしくは実質的にすべての内部組織再編または合併、買収もしくは売却に関連して譲渡することができます。上記を条件として、本契約は当事者の許可された後継者および譲受人を拘束し、その利益のために効力を生じます。

23.4 権利と救済 本契約に明示的に規定されている場合を除き、本契約に規定されているいずれかの当事者の権利および救済は排他的ではなく、現在または今後法律で提供されるその他の権利および救済に追加されます。

23.5 棄却(分離可能性) 本契約に基づく違反または不履行のいずれかの当事者による権利放棄は、書面による場合を除き、有効ではありません。いずれかの当事者が本契約のいずれかの条項を執行しなかった場合でも、本契約に基づくその他の権利の放棄、またはその後の本契約またはその他の条項の執行の放棄を構成するものではありません。管轄裁判所が本契約のいずれかの条項を無効または執行不能と判断した場合でも、本契約の残りの条項は引き続き完全に効力を有し、影響を受ける条項は法律で許容される最大限の範囲で執行可能であると解釈されます。

23.6 解釈 本契約を解釈する目的で、(a)文脈上別段の定めがない限り、名詞は該当の全てを意味が含まれます。(b)特に明記されていない限り、ここを示す用語、および同様の意味を持つその他の単語は本契約全体を指し、特定のセクションまたは段落を指すものではありません。(c)「含む」および「含んだ」という言葉は制限の条件として解釈されないため、「含むがこれらに限定されない」および「これに限定されない」を意味します。(d)特に明記されていない限り、「書面」という言葉は電子的(電子メールを含むがボイスメールを除く)またはハードコピーを問わず、取得可能または複製可能な形式で保存または提示されることを意味します。

。(e)本契約で使用されている条、項および段落の見出しは便宜のためにのみ挿入されており、本契約の意味または解釈に影響を与えません。(f)本契約における当事者への言及は許可された後継者および譲受人を指します。

23.7 データ収集（プライバシー） Nayutal はインターネットプロトコルアドレス、ハードウェア ID、オペレーティングシステム、アプリケーションソフトウェア、その他の使用情報を含む、お客様による本ソフトウェアの使用に関する技術情報および関連情報を随時収集および処理し、この情報を問題のサポートとトラブルシューティング、更新の提供、請求書の作成、傾向の分析、Nayutal の製品またはサービスの改善に使用する場合があります。

23.8 統合（完全合意） 本契約は参照により本契約に組み込まれる追加条件(注文書および別紙を含む)とともに、当事者間の完全かつ排他的な理解および合意を形成し、書面または口頭による、その主題に関連する以前または同時のすべての合意、通知、および理解に優先します。本契約のいずれかの条項の放棄、変更、または修正は、書面で両当事者の正式に権限を与えられた代表者が署名した場合にのみ有効になります。本契約に含まれる条件を変更することを主張する見積り、発注書、受諾、請求書、または同様の文書にいずれかの当事者が含めた、または参照している条件は無視され、前文に従って当事者が明示的に同意しない限り、効力を持ちません。

別紙 A

定義

当事者に関する「関連会社」とは、先に示した支配が存在し続ける限り、そのような当事者を支配、管理、または共通の支配下にある企業、パートナーシップ、またはその他の団体を意味します。この定義の目的上、「支配」とは、直接的または間接的に当該事業体の議決権の 50%を超える所有権(または、非法人事業体の場合は同等の権利)を意味します。

「認定パートナー」とは、第 21 条に定める意味を有します。

「請求」とは、第 13 条に定める意味を有します。

「機密情報」とは、第 14.1 項に定める意味を有します。

「コンテンツサブスクリプション」とは、お客様がサブスクリプション期間中、購入したソフトウェアに適用される更新されたコンテンツのコレクション(購入したソフトウェアの関連するエンドユーザードキュメントに詳細に記載されているモデル、ルール、構成など)を受け取る特定の権利を意味します。

「コンテンツサブスクリプション料金」とは、第 6 条に定める意味を有します。

「納品」とは、Nayutal が該当するソフトウェアを最初に納品した日、ソフトウェアを使用開始が確認できる場合に限ってはその開始した日、またはその他の方法でお客様が該当するソフトウェアをダウンロードできるようにした日付を意味します。

「無効なマテリアル」とは、Nayutal が使用する配信メカニズムの一部としてソフトウェアに含まれる、またはソフトウェアとともに提供される可能性のある特定のマテリアル(プログラム、モジュールまたはコンポーネント、機能、ドキュメント、コンテンツ、またはその他のマテリアルを含む)を意味しますが、お客様は次のいずれかによりお客様の状況もしくは設定で無効化または非表示になっています。(a) 関連するライセンスまたはライセンス・キーを持っていない。または(b)それらの資料に適用される料金を支払っていない。

「拡張機能」とは、別紙 C に定める条件に基づいて Nayutal がサポート顧客に一般に市販している購入済みソフトウェアの更新、アップグレード、リリース、拡張、または修正を意味します。該当するソフトウェアの機能を拡張する、個別にダウンロード可能なスイート、構成ファイル、アドオン、テクニカルアドオン、サンプルモジュール、コマンド、機能、またはアプリケーションを意味します。

「評価版ソフトウェア」とは、評価ライセンスまたは無料試用版ライセンスに基づいて提供される注文書で指定されたソフトウェアを意味します。

「除外事項」とは、第 14 条に定める意味を有します。

「フィードバック」とは、Nayutal のソフトウェアに関連してお客様が Nayutal に提供した改善または強化のためのすべての提案、推奨事項、コメント、意見、コード、入力、アイデア、レポート、情報、ノウハウ、またはその他のフィードバック(口頭、電子、書面を問わず)を意味します。フィードバックにはお客様が本ソフトウェアを使用して作成または生成したデータ、結果、または出力は含まれませんが、フィードバックの一部としてお客様が Nayutal に具体的に提出または伝達した場合は除きます。

「フリーソフトウェア」とは、お客様に無料で提供されるように注文書で指定されているソフトウェアを意味します(評価版ソフトウェアを除く)。

「政府」とは、政府の機関、部門、または機関を意味します。

「知的財産権」とは、登録済みか未登録かを問わず、すべての特許権、著作権、商標権、企業秘密権(営業秘密)、およびその他の知的財産権および所有権を意味します。

「内部業務目的」とは、お客様のデータを含むお客様のシステム、ネットワーク、およびデバイス上でのお客様の内部業務のために使用することを意味します。このような使用には、お客様がサービスビューローベースで使用したり、第三者にサービスを提供したり、第三者のためにデータを処理したりするための使用は含まれません。

「ライセンス数量」とは、該当する注文書に含まれるライセンスの種類で許可されている本ソフトウェアの最大使用量(デバイス総量、ノード数、ユーザー数など)を意味します。使用可能なライセンスのタイプおよびそれぞれの関連するライセンス数量は、別紙 B に記載しています。

「ライセンス料」とは、第 6 条に定める意味を有します。

「オープンソースソフトウェア」とは、(例として)GNU 一般公衆利用許諾契約書、GNU 劣等一般公衆利用許諾契約書、Apache ライセンス、Mozilla パブリックライセンス、BSD ライセンス、MIT ライセンス、共通公衆利用許諾契約書、前述のライセンスのいずれかの派生物、またはオープンソースイニシアチブによってオープンソースライセンスとして承認されたその他のライセンスなどのオープンソースライセンスの下で配布されるソフトウェアまたは同様の主題を意味します。

「注文」とは、Nayutal の見積書または注文書に規定されている製品、サービス、価格設定、およびその他の適用条件に言及している、Nayutal マテリアルまたはサービスを注文するために Nayutal に提出されたお客様またはお客様の発注書またはその他の注文書によって承認された Nayutal の見積書、作業明細書、または注文書を意味します。

「プロフェッショナルサービス」とは、第 8 条に定める意味を有します。

「購入したソフトウェア」とは、お客様にライセンス提供され、お客様が直接または認定パートナーを通じて Nayutal にライセンス料を支払ったソフトウェアを意味します。

「サービスプロバイダー」とは、第 4 条に定める意味を有します。

「Nayutal マテリアル」とは、上記に関連するソフトウェア、ソフトウェアライセンスキー、およびエンドユーザードキュメントを意味します。

「ソフトウェア」とは、注文書に記載されているソフトウェア製品を意味します。

「サポート料金」とは、別紙 C に定める意味を有します。

「サポートサービス」とは、第 7 条に定める意味を有します。

「用語」とは、第 15 条に定める意味を有します。

「テストおよび開発ソフトウェア」とは、テストおよび開発ライセンスに基づいて提供される注文書で指定されたソフトウェアを意味します。

「第三者のコンテンツ」とは、第 20 条に定める意味を有します。

別紙 B
ライセンス数量

今回のご提供ライセンスは通信パケットのネットワーク解析機能に該当します。
ライセンスの提供期間は1年単位になります。

No.	機能リスト			
	デバイス数	100,000	1000,000	Unlimited
1	通信パケットのネットワーク解析機能	TBD	TBD	TBD
2	暗号化された（https）通信の解析機能	N/A	N/A	N/A
3	エージェント分析機能	N/A	N/A	N/A

*各機能のライセンス提供価格は契約単位で提供します。

*トライアルにおけるライセンス提供価格は基本的に無償とします。

別紙 C

サポートおよびメンテナンスの契約条件

お客様は以下の契約条件(以下「契約条件」)による利用規約に従い、ソフトウェア使用許諾契約(以下「本契約」)に従って締結された注文書に記載されている Nayutal によるサポートおよび保守サービスの提供に適用されることに同意するものとします。本契約に定めるお客様の解約権に従い、Nayutal または認定再販業者にサポートを注文することはお客様が本利用規約に同意したことになります。本利用規約は、Nayutal または認定パートナーがお客様の発注書を受領し、受諾を確認した時点(以下「発効日」)に効力が発生します。

1. 定義

この利用規約で特に定義されていない限り、本契約の頭書き、第 11 条、第 12 条の用語は本契約に記載されている内容を意味します。

2. サポートとメンテナンス

2.1. **サービス** Nayutal はお客様が注文書に記載されている年間サポート料金(以下「サポート料金」)を適時に支払うことを条件としてサポートを提供します。本ソフトウェア以外のメンテナンスおよびサポートは含まれていません。

2.2. **サポート料金** サポート料金は注文に従ってお支払いいただきます。Nayutal は期間更新において、最新の年間サポート料金をお客様に通知します。サポート料金は一度支払われた後は返金されません。

2.3. **除外事項** Nayutal は以下のいずれかに起因または起因する問題についてサポートを提供するいかなる種類の義務も負いません。(i)Nayutal 以外が行ったソフトウェアの変更、(ii)本契約で許可されている、または本ソフトウェアのドキュメントに記載されている以外のソフトウェアの使用、(iii)ソフトウェアがインストールされているマシンの損傷、(iv)お客様がドキュメントを参照せずにソフトウェアを使用し続けなかった場合、(v)最新バージョンまたはサポートされているバージョン(第 2.5.7 項で定義)以外の本ソフトウェアのバージョン、(vi)Nayutal が明示的にサポートしておらず、ドキュメントに記載されていないサードパーティ製品、または(vii)Nayutal によって明示的にサポートされておらず、ドキュメントに記載されているハードウェア、ドライバー、およびソフトウェアまたはインストールに関連する競合がある場合。

2.4. **制限** サポートは Nayutal が英語と日本語でのみ提供します。

2.5. サポートの説明

2.5.1. **Nayutal のサポート** Nayutal は、オンラインドキュメント、または電子メールにてステータスを確認するサービスを提供します。サポートケースは、セクション 2.5.2 で説明されているケースの優先度レベルに基づいて処理されます。お客様はセクション 2.5.2 に記載されている優先度レベルに従って、ケースをオンラインで記録することにより初期応答の優先順位を選択できます。ケースを受け取った Nayutal サポートは問題が選択した優先度の基準に適合しない場合、優先度を変更することができ、その変更についてお客様に通知します。

2.5.2. **ケースの優先度レベル** ケースの優先度はお客様の Nayutal 環境での問題の技術的重要性に基づいて割り当てます。

P1 = 購入したソフトウェアに完全にアクセスできないか、その機能の大部分が使用できない。

P2 = 購入したソフトウェアの 1 つ以上の主要機能が使用できない。

P3 = 購入したソフトウェアの機能が文書化されたとおりに動作しない。

P4 = 購入したソフトウェアに関する一般的な質問もしくは要求に相当する。

2.5.3. **サポート連絡先** サポートはお客様が指定した窓口のご担当者(「サポート連絡先」)にのみ提供します。そのため、Nayutal はお客様のサポート連絡先(メールアドレスを含む)を指定するよう求めます。

- 2.5.4. 欠陥の解決** Nayutal はソフトウェアに欠陥があると独自に判断した場合、お客様が現在使用しているソフトウェアのバージョンの欠陥を修復するか、その欠陥を修復した新しいバージョンのソフトウェアをインストールするようお客様に連絡します。Nayutal は独自の判断で修正の方が効果的であると判断した場合、欠陥を修正する代わりに回避策をお客様に提供する権利を留保します。
- 2.5.5. サポート時間** サポートは、電子メール、または Web ポータルを介して提供します。
- 2.5.6. お客様の支援義務** お客様がソフトウェアの欠陥と判断された内容を Nayutal に報告した場合、Nayutal はお客様に次の情報の提供を要求する場合があります。(a)動作環境の概要、(b)すべてのハードウェアコンポーネント、オペレーティングシステム、およびネットワークのリスト、(c)再現可能なテストケース、および(d)ログファイル、トレース、およびシステムファイル。お客様がこれらの情報を提供しなかった場合、Nayutal ではその主張する欠陥を特定して修正できなくなる可能性があります。
- 2.5.7. ソフトウェアのアップグレードとサポート終了ポリシー** お客様がソフトウェアを利用可能な場合に限り、Nayutal は Nayutal サポートのお客様にのみアップデート、アップグレード、メンテナンスリリースを提供します。Nayutal は現在のメジャーリリース、および(a)直前のメジャーリリースまたは(b)その時点でのメジャーリリースから 24 か月のいずれか長い方の期間についてのみ、バグ修正を含む完全なサポートを提供します。
- 2.6. サポートとソフトウェアの変更** 第 2.5.7 項に従い、お客様は Nayutal が本ソフトウェアの製造および開発ならびに本ソフトウェアのサポートを Nayutal が本利用規約の期間中に本ソフトウェアのサポートを中止しないことに同意することを条件として、いつでも独自の裁量で中止する権利を有することを認めるものとします。また、本契約の終了規定に従うものとします。Nayutal は合理的な裁量によりサポートを随時変更する権利を留保しますが、いかなる場合もその変更によって以下のことは発生させません。(i)ここに記載されているサポートレベルからのサポートレベルの低下、(ii)Nayutal に対する義務の大幅な低減、(iii)お客様の権利の大幅な低減、(iv)その時点の期間中により高いサポート料金の請求。Nayutal は本契約で予定されているサポートに対する重要な変更について、30 日前に電子的またはその他の方法によりお客様に通知します。
- 3. 期間および終了**
- 3.1. 用語** これらの利用規約は発効日に開始され、契約の条件に従って早期に終了しない限り、“その後 1 年間”または“1 年と異なる場合は購入した期間”(いずれも「初期期間」)、本契約は少なくとも 30 日前にいずれかの当事者が他方当事者に(または再販業者を通じて購入された場合、お客様が再販業者に提供する)契約を更新しない意向を書面で通知しない限り、“追加の 1 年間”または“1 年と異なる場合は購入した期間”で自動的に更新されます(いずれも「更新期間」、および初期期間はすべての更新条件が付帯する「サポート期間」と呼びます)。その時点での現在の初期期間または更新期間の終わりまで、お客様は特定のソフトウェア製品のすべてのライセンスのサポートを購入および/または更新する必要があります。サポート期間が経過した場合、お客様は経過した期間の料金とサポートサービスの回復料金を含む発注書を提出することにより、サポートの再アクティブ化を求めることができます。
- 3.2. 終了** いずれの当事者も、他方当事者が本契約に重大な違反を犯し、違反の通知を受け取ってから 30 日以内に違反を是正しない場合、他方当事者への書面による通知により本契約を終了することができます。お客様が別紙 C に記載されている Nayutal による未解決の重大なサポートおよびメンテナンス条件の違反について契約を終了した場合、Nayutal はお客様の唯一かつ排他的な救済策として未使用の前払い料金をお客様に返金します。
- 3.3. 不可抗力** Nayutal は労働争議、ストライキ、ロックアウト、労働力、エネルギー、原材料または供給品の不足または入手不可能、戦争、テロ行為、暴動、天災または政府の措置を含むがこれらに限定されない、

Nayutal の合理的な制御の及ばない原因による本利用規約に基づく履行の不履行または遅延について責任を負いません。

別紙 D

Nayutal Pte. Ltd.

限定提供ソフトウェアの使用条件

この別紙 D の追加条項は限定提供ソフトウェアに適用されるものとします。

1. 定義 「限定提供ソフトウェア」とはお客様が Nayutal から受信した電子メールのソフトウェアダウンロードページ、ランディングページ、または招待メッセージ(以下「送付状」)で特定された Nayutal 製品、サービス、またはテクノロジーのバージョンを意味し、本契約に基づいて Nayutal がお客様に提供します。限定提供ソフトウェアは本契約に基づいて購入されたソフトウェアとみなされます。

2. 追加の誓約 お客様は(i)制限付き可用性ソフトウェアを本番環境に展開し、(ii)制限付き可用性ソフトウェアを積極的に使用し、(iii)Nayutal との月 2 回のフィードバックミーティングに参加し、(iv)お客様が肯定的な経験をしている場合、制限付き可用性ソフトウェアに関して Nayutal の参照顧客として行動していただくことを前提とした商業的な協力に同意するものとします。上記に関連して、お客様はお客様のケーススタディ、ビデオ制作、業界アナリストとの会話、販促資料/ウェブサイトでの公開引用、Nayutal の指定会議での講演エンゲージメントなどの協力を依頼する場合があります。

3. 信頼への義務 Nayutal は限定提供ソフトウェアに関連して、または提供の過程で行われた将来の見通しに関する記述についていかなる義務も負いません。将来の見通しに関する記述とは、Nayutal の将来のイベント、製品の提供、製品のパフォーマンス、お客様の使用状況、または Nayutal の予想される財務パフォーマンスに関する記述が該当します。そのような記述は現在知られている要因に基づく現在の期待と推定を反映しており、実際の出来事や結果は大きく異なる可能性があります。Nayutal は限定提供ソフトウェアのプロジェクト中に行われた将来の見通しに関する記述を更新する義務を負いません。さらに、ロードマップに関する情報は当社の一般的な製品の方向性を概説しており予告なしにいつでも変更される場合があります。これは情報提供のみを目的としており、本契約、その他の契約、またはその他のコミットメントに組み込まれないものとします。Nayutal は将来の見通しに関する記述に記載されている機能を開発する義務、またはお客様がこの限定提供ソフトウェアの一部としてレビューしているものを含め、将来のリリースにそのような機能を含める義務を負いません。